4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成 12年1月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せ によって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

なお、調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を 見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらう ことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の4つのテーマを取り上げ、まず「国民主権と国の機構」から論議をしている。

今国会においては、平成13年11月7日に、ドイツ・スペイン・英国における憲法事情について、海外派遣議員から報告を聴いた後、憲法をめぐる諸問題について、委員相互間の意見交換を行った。

そして、11月21日には国民主権と国の機構に関する憲法判例について、最高裁判所事務 総局総務局長中山隆夫氏から説明を聴取した後、同氏及び最高裁判所事務総局行政局第二 課長増田稔氏に質疑を行った。

[調査の概要]

1. 委員相互間の意見交換

委員相互間の意見交換では、ドイツ・スペイン・英国派遣議員からの報告を踏まえた各国憲法に関する意見、今国会におけるテーマである国民主権と国の機構に関する意見等憲法をめぐる諸問題について議論が行われた。

ドイツ・スペイン・英国の憲法事情の調査に関しては、ドイツ憲法は、制定当初は国家統一までの暫定的な性格のものと考えられ、簡潔なものであったが、その後、基本法を補足しなければならない事項が多く生じ、48回にわたり改正されてきた、ただし基本的な内容、本質は制定時と変わっていない、スペイン憲法は、過去の市民戦争や専制政治という悲惨な経験を繰り返さないように、すべての政治勢力が結集し、国民投票の支持を受け、全ての県で支持を受けて1978年に成立した、イギリスでは、上院が有効に機能している点として、予算審議がないため下院より時間的余裕がある、異なった経験、専門性を持った人物が異なった目でものを見ることができる点が挙げられるが、公選制でないため国民の目から、いかに正当性あるものとしてみてもらえるかは今後の大きな課題である等の報告がなされた。

これに対し、ドイツやスペインでは下院が国民の代表であるのに対して、上院は地域を 代表する役割が担われ、我が国においても地方分権が進むなか、参議院の果たす役割は大 きく、真剣に考えなければならない問題である等の意見が出された。

2. 最高裁判所当局からの説明聴取

最高裁判所当局から、裁判所の機構、我が国の司法の実情及び国民主権と国の機構等に 関する憲法判例に関し、まず、裁判の現状について、民事訴訟、刑事訴訟とも事件数は増 加傾向にあるが、平均審理期間は短縮傾向にある旨、次に、国民主権と国の機構に関する 5件の判決及び代表的な11件の違憲判決について、その事実関係及び判決内容について説 明を聴取した。

これに対し質疑がなされ、違憲立法審査がある程度の審理期間を要することについて、 三審制を採用している以上、システムとしてはやむを得ないが、憲法違反の法令が長期間 適用される事態は好ましくなく、これらの訴訟につき、審理の充実、迅速化のために努力 していく旨、違憲判決の効力について、我が国は付随的違憲審査制を採用し、その効力も 当該事件に限られると最高裁判例は示しているが、その条項が違憲とされた場合は、執行 に当たってその適用を避け、また、速やかに廃止、改正がされることが好ましい旨、統治 行為論について、その定義、統治行為論を採用したと言われている最高裁判例は2件であ り、統治行為論を用いて憲法判断を回避している傾向があるという批判は当たらないもの と考えている旨最高裁判所当局から、説明を受けた。

(2) 調査会経過

〇平成13年10月31日(水)(第1回)

- ○幹事を選任した。
- ○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

〇平成13年11月7日(水)(第2回)

- o ドイツ連邦共和国、スペイン及び英国における憲法事情について海外派遣議員から報 告を聴いた後、意見の交換を行った。
- O日本国憲法に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成13年11月21日(水)(第3回)

○国民主権と国の機構に関する憲法判例について最高裁判所当局から説明を聴いた後、 質疑を行った。

法